

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基金の名称	土壌汚染対策基金
法人名	財団法人日本環境協会
基金額（国庫補助金等相当額）	1,312,011,354円（601,903,087円）（平成20年4月1日現在）
基金事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人の健康被害が生じ又はそのおそれがある場合に、汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行う都道府県等に当該汚染の除去等に必要な資金の一部を助成 ○ 土壌汚染状況調査又は汚染の除去等の措置についての相談・助言及び土壌汚染が人の健康に及ぼす影響に関する知識の普及

2. 見直し結果（平成20年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等）	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施。
基金事業を終了する時期	基金事業を終了する時期は定めていない。 （理由） 本基金事業の根拠法である土壌汚染対策法において事業を終了する時期が定められていないため。なお、土壌汚染対策法附則第5条において、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、指定支援法人の支援業務の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。
次回の見直し時期	次回見直しは平成23年度までに実施する。
基金事業の目標	土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策の円滑な実施
目標達成度の評価	<p>本事業は、法に基づき、都道府県知事等より汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者（当該汚染を生じさせる行為をした者を除く）であって、負担能力に関する基準（環境省告示）に適合する者に対して助成を行う当該都道府県等に対し、基金からの助成を実施するものであるが、土壌汚染の問題は過去の操業活動により生じているものであり、大気や水質のように汚染の発生源における規制等の対策を一律に行うことにより解消するものではなく、汚染が判明した都度対策を実施することとなり、さらに、本事業における助成対象は、汚染を生じさせる行為をした者（汚染原因者）以外である。</p> <p>このような事業対象について、あらかじめ定量的な目標を見通してその目標達成度を評価することは困難であるが、本事業については、事業目標に沿って、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策の円滑な実施のために着実な事業実施が図られているところである。</p>
基金の保有割合	算出した保有割合は、0.95であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	<p>○助成事業 （算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに必要な補助額及び管理費 ＝1,026百万円÷1,075百万円 ＝0.95 （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：1,026百万円（平成19年度末の基金額按分値） 事業が完了するまでに必要な補助額及び管理費：1,075百万円（想定必要額）</p> <p>○普及啓発等事業 （算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに必要な事業費及び管理費 ＝286百万円÷300百万円 ＝0.95 （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：286百万円（平成19年度末の基金額按分値）</p>

	事業が完了するまでに必要な事業費及び管理費：300百万円（想定必要額）	
使用見込みの低い基金等の 取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有・無
	有の場合の該当理由	—
	（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）	